

甲斐市

第6期 障がい福祉計画

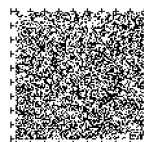
第2期 障がい児福祉計画

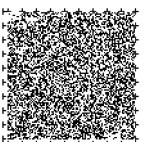
令和3年度～令和5年度



甲 斐 市

この計画書の各ページには、音声コードを印刷しています。このコードに、文字情報が組み込まれており、専用の読み上げ機械やスマートフォンのアプリを使うと、紙面の内容を音声で聞くことができます。





はじめに

本市では、平成 29 年 3 月に「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」を基本理念に、10 年を計画期間とした「第 2 次甲斐市障がい者計画」を策定し、障がいのある人に関する施策を総合的に推進して参りました。

また、国においては、平成 28 年 4 月に、障がいを理由とする差別の解消を推進する「障害者差別解消法」を施行し、平成 30 年 4 月には、障がいのある人が自らの望む地域で生活することができるよう支援の一層の充実を図るとともに、多様化する障がい児支援のニーズに、きめ細かく対応するため「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正を行いました。

こうした状況の中、現行計画である「甲斐市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、計画の検証及び見直しを行い、新たに「甲斐市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい福祉サービスなどの円滑な実施に努めて参ります。

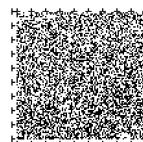
今後とも、基本理念であります「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」の実現を目指して、福祉行政へのより一層のご理解ご協力とご参画をいただけますようお願い申し上げます。

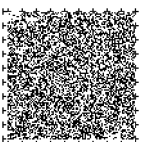
結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました、甲斐市保健福祉推進協議会、甲斐市地域自立支援協議会、甲斐市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画ワーキング会議の皆様及び市議会議員をはじめ、関係機関や各障がい者団体の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

甲斐市長

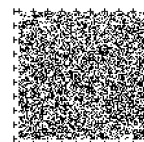
保坂 武

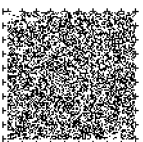




目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 甲斐市の現状	4
1 統計から見る状況	4
2 前計画における成果目標の達成状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本的な視点	17
3 障がい福祉サービス等の提供体制	18
第4章 障がい福祉計画	19
1 成果目標及び活動指標の設定	19
2 障がい福祉サービスごとの見込と見込量確保のための方策	25
3 地域生活支援事業ごとの見込と見込量確保のための方策	36
第5章 障がい児福祉計画	47
1 成果目標及び活動指標の設定	47
2 障がい児福祉サービスごとの見込と見込量確保のための方策	50
第6章 計画の推進に向けて	54
1 計画の推進体制	54
2 計画の評価と見直し	54
資料編	
1 市内施設・事業所一覧	55
2 策定経過	57
3 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿	58
4 甲斐市地域自立支援協議会委員名簿	59
5 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画ワーキング会議名簿	60
索引	61







計画策定にあたって

Ⅱ 1 計画の趣旨

本計画は、甲斐市障がい者計画に掲げた基本理念である「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」の実現に向けた障がい福祉サービスに関する実施計画として位置づけられています。

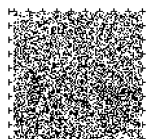
今回、本計画の3年毎の見直しの時期であることから、甲斐市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標における進捗状況や障がい福祉サービスの実績等の検証・評価結果及び国の基本的な指針などを踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間を新たな計画期間として、具体的な数値目標を設定し、今後のサービス提供体制の確保を総合的かつ計画的に図るために策定するものです。

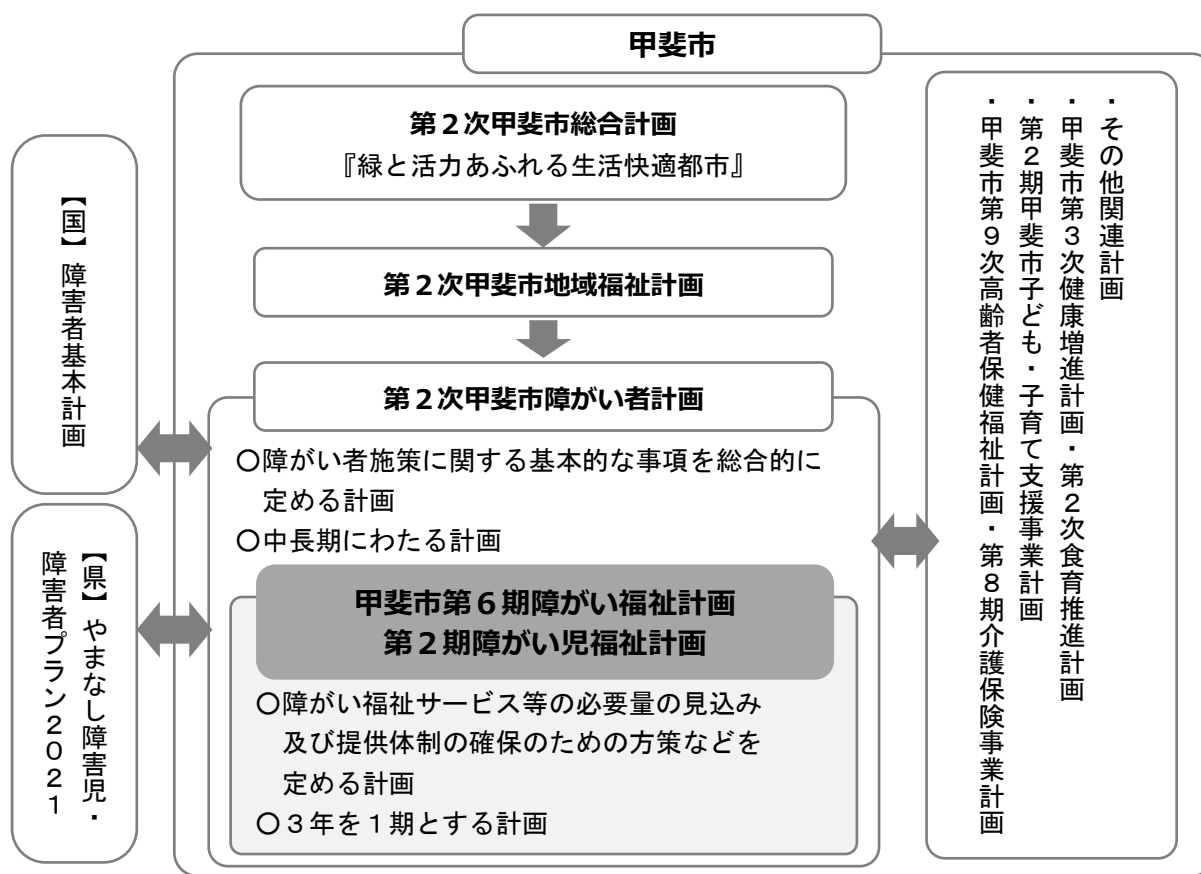
Ⅱ 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、甲斐市のまちづくりの基本方針である第2次甲斐市総合計画後期基本計画や第2次甲斐市地域福祉計画等の上位計画、及び他の関連計画との整合性を図り策定します。

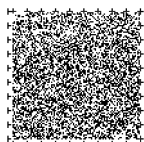
また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、障がい福祉計画と一体のものとして策定することができます。

甲斐市では、障がい者等の支援において、ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた取組を一層進めるため、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体のものとして策定します。





	第2次甲斐市障がい者計画	甲斐市第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条） 児童福祉法（第33条の20）
位置づけ	障がい者等のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障がい福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	10年を1期 ※第1次：平成19年度～平成28年度 ※第2次：平成29年度～令和8年度	3年を1期 ※第1期：平成18年10月1日～平成20年度 ※第2期：平成21年度～平成23年度 ※第3期：平成24年度～平成26年度 ※第4期：平成27年度～平成29年度 ※第5期：平成30年度～令和2年度 第1期： ※第6期：令和3年度～令和5年度 第2期：



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。
また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

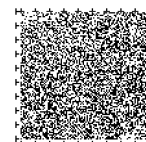
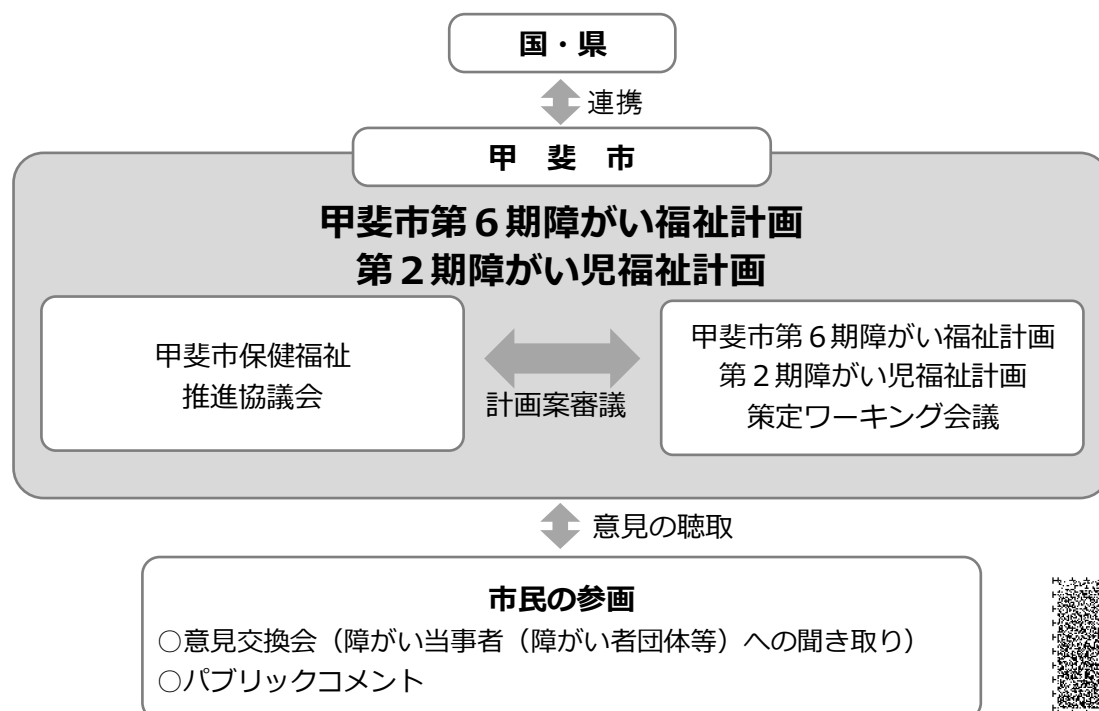
平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第2次甲斐市障がい者計画（平成29年度～令和8年度）								
甲斐市 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			甲斐市 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			甲斐市 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		

4 計画の策定体制

福祉・教育・雇用等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「甲斐市保健福祉推進協議会」において、新たな計画内容に関し審議します。

また、障がい者団体関係者、福祉関係者、学識経験者等からなる「甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定ワーキング会議」においても、計画内容の協議、検討を行います。

さらに、市内の障がい者団体等を対象に意見交換会を開催し、障がい者等の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握、分析を行うとともに、広く一般市民からパブリックコメントを募集するなど、市民の参画による計画策定に努めます。





第2章

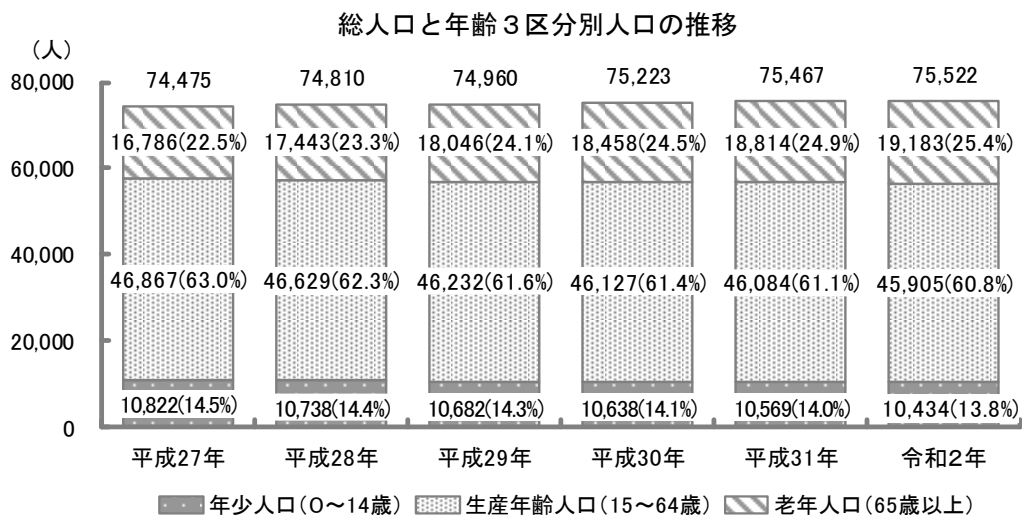
甲斐市の現状

1 統計から見る状況

(1) 人口の状況

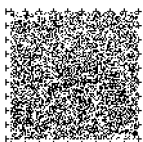
本市の総人口は緩やかに増加しており、令和2年4月1日現在、住民基本台帳において75,522人となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少している一方で、老年人口（65歳以上）は年々増加していることから、本市においても少子高齢化が進んでおり、高齢化率は令和2年4月1日現在25.4%となっています。



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	74,475人	74,810人	74,960人	75,223人	75,467人	75,522人
年少人口 (0～14歳)	10,822人 14.5%	10,738人 14.4%	10,682人 14.3%	10,638人 14.1%	10,569人 14.0%	10,434人 13.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	46,867人 63.0%	46,629人 62.3%	46,232人 61.6%	46,127人 61.4%	46,084人 61.1%	45,905人 60.8%
老年人口 (65歳以上)	16,786人 22.5%	17,443人 23.3%	18,046人 24.1%	18,458人 24.5%	18,814人 24.9%	19,183人 25.4%

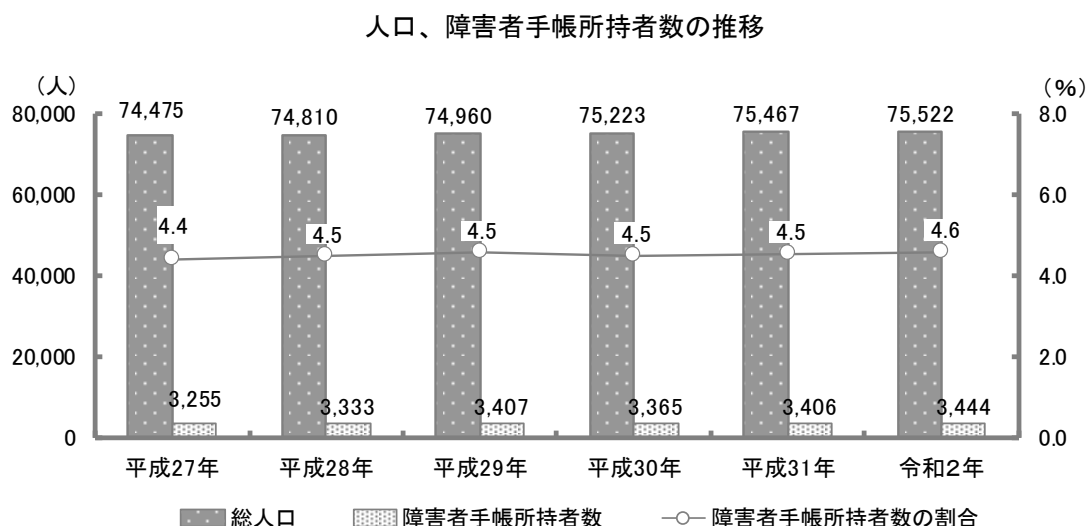
資料：市民窓口課（各年4月1日現在）



(2) 障がい者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

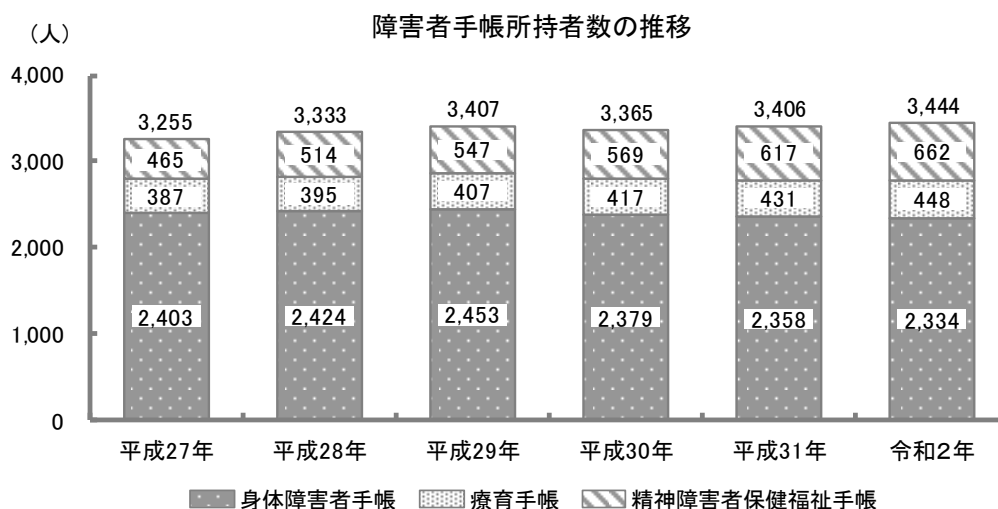
障害者手帳所持者数は近年増加しており、令和2年4月1日現在3,444人で、人口総数に占める割合は4.6%と、人口の増加とともに横ばいとなっています。



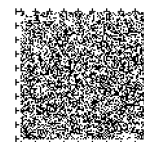
資料：人口は市民窓口課（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は福祉課（各年4月1日現在）

② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成30年以降減少し、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。



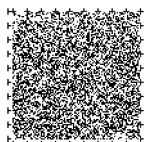
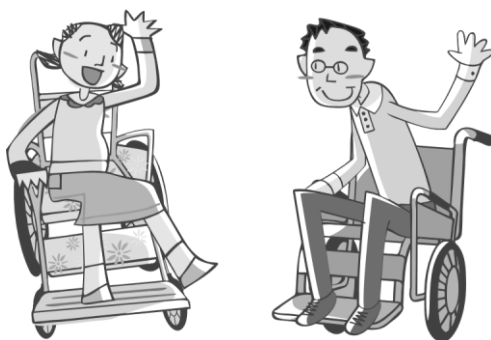
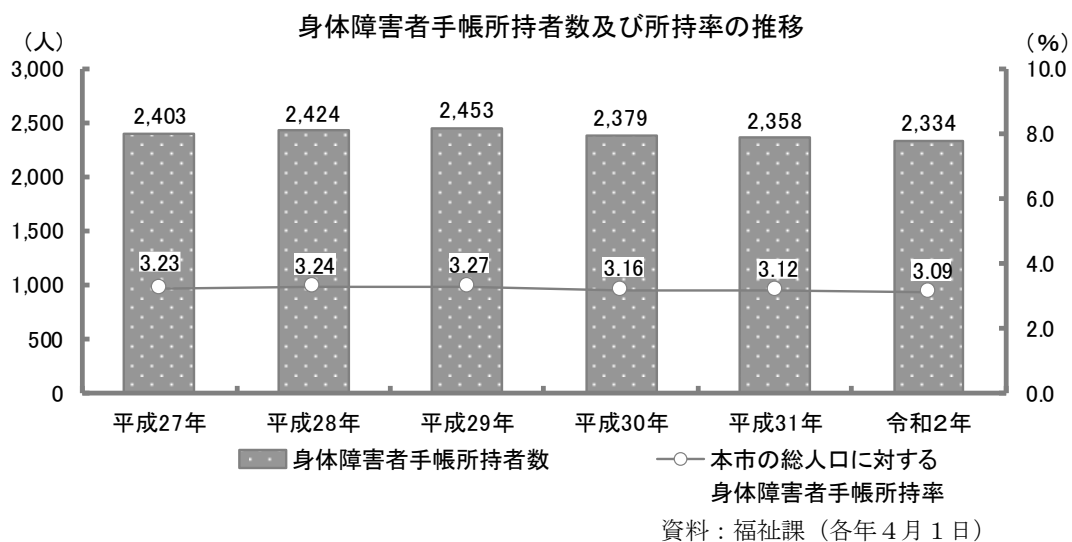
資料：福祉課（各年4月1日）



(3) 身体障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者数及び所持率の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成29年まで増加していましたが、平成30年以降減少しており、令和2年4月1日現在2,334人、総人口に対する割合は3.09%となっています。



② 障がい別・等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比

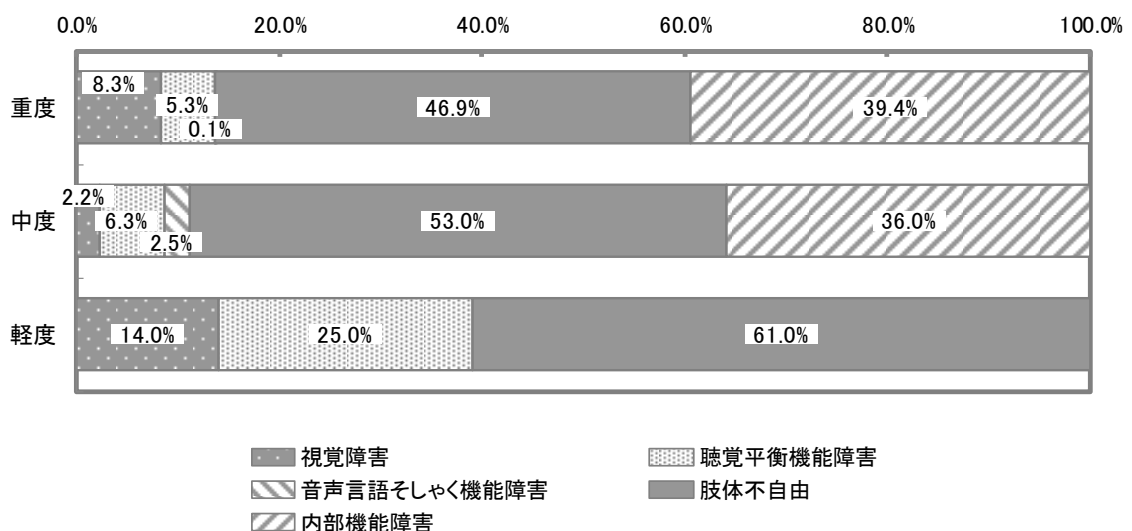
身体障害者手帳所持者数及び構成比を障がい別・等級別でみると、肢体不自由が最も多く、重度の4割半ば、中度及び軽度の半数以上を占めています。次いで多いのが聴覚平衡障がいとで重度及び中度の3～4割となっています。3番目に多いのが聴覚平衡機能障がいとで、軽度の2割半ばを占めています。

障がい別・等級別身体障害者手帳所持者数

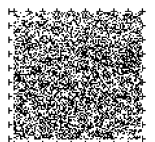
		視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部機能障がい	合計
重度	1級	38人	3人	0人	266人	424人	731人
	2級	52人	55人	1人	245人	5人	358人
中度	3級	10人	30人	16人	213人	133人	402人
	4級	11人	30人	8人	287人	207人	543人
軽度	5級	33人	1人	0人	117人	0人	151人
	6級	9人	74人	0人	66人	0人	149人
合 計		153人	193人	25人	1,194人	769人	2,334人

資料：福祉課（令和2年4月1日）

障がい別・等級別身体障害者手帳所持者構成比



資料：福祉課（令和2年4月1日）



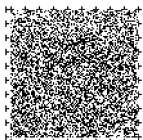
③ 年齢2区分別・等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比

身体障害者手帳所持者数及び構成比を年齢2区分別・等級別にみると、18歳以上の人数が2,280人に対し18歳未満が54人となっています。18歳未満では重度が約6割と高く、18歳以上では重度が4割半ば、中度が約4割となっています。

年齢2区分別・等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比

		18歳未満		18歳以上		合計	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
重度	1級	24人	44.4%	707人	31.0%	731人	31.3%
	2級	8人	14.8%	350人	15.4%	358人	15.3%
中度	3級	8人	14.8%	394人	17.3%	402人	17.2%
	4級	2人	3.7%	541人	23.7%	543人	23.3%
軽度	5級	5人	9.3%	146人	6.4%	151人	6.5%
	6級	7人	13.0%	142人	6.2%	149人	6.4%
合 計		54人	100.0%	2,280人	100.0%	2,334人	100.0%

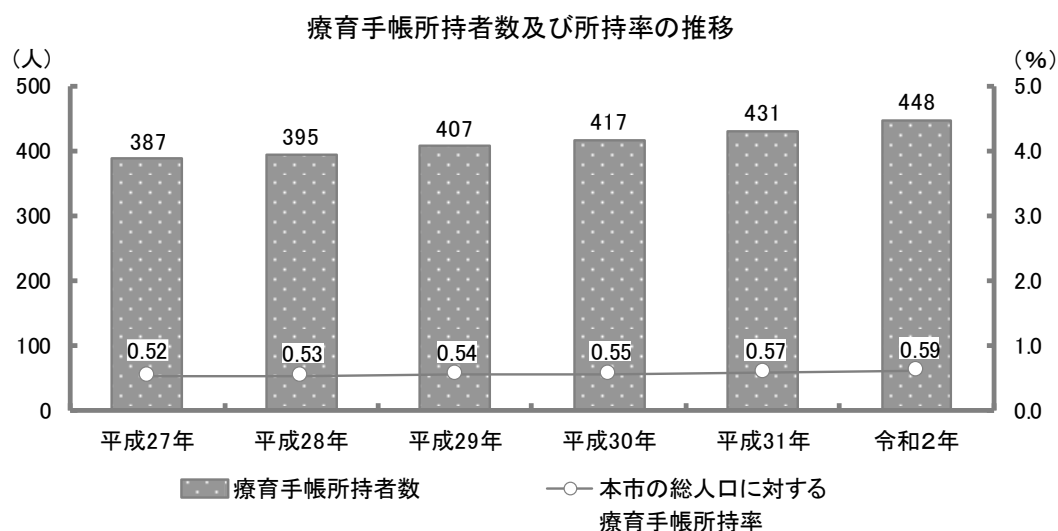
資料：福祉課（令和2年4月1日）



(4) 療育手帳所持者の状況

① 療育手帳所持者数及び所持率の推移

療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和2年4月1日現在448人となっています。



② 年齢2区分別・等級別療育手帳所持者数及び構成比

療育手帳所持者数及び構成比を年齢2区分別・等級別でみると、18歳未満ではB2が最も多く約6割となっています。また、18歳以上ではA2が最も多く3割半ばとなっています。

年齢2区分別では、18歳未満が127人、18歳以上が321人となっています。

年齢2区分別・等級別療育手帳所持者数及び構成比

	18歳未満		18歳以上		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
A 1	7人	5.5%	24人	7.5%	31人	6.9%
A 2	23人	18.1%	114人	35.5%	137人	30.6%
A 3	1人	0.8%	9人	2.8%	10人	2.2%
B 1	22人	17.3%	93人	29.0%	115人	25.7%
B 2	74人	58.3%	81人	25.2%	155人	34.6%
合 計	127人	100.0%	321人	100.0%	448人	100.0%

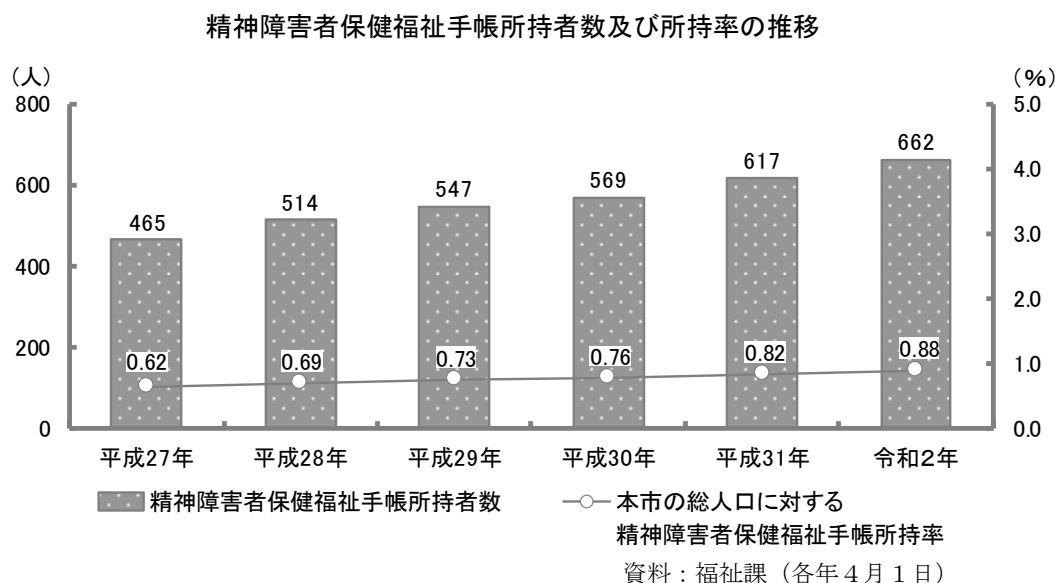
資料：福祉課（令和2年4月1日）



(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び所持率の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和2年4月1日現在662人となっています。



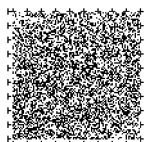
② 年齢2区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢2区分別でみると、18歳未満が12人、18歳以上が650人となっています。

年齢2区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比

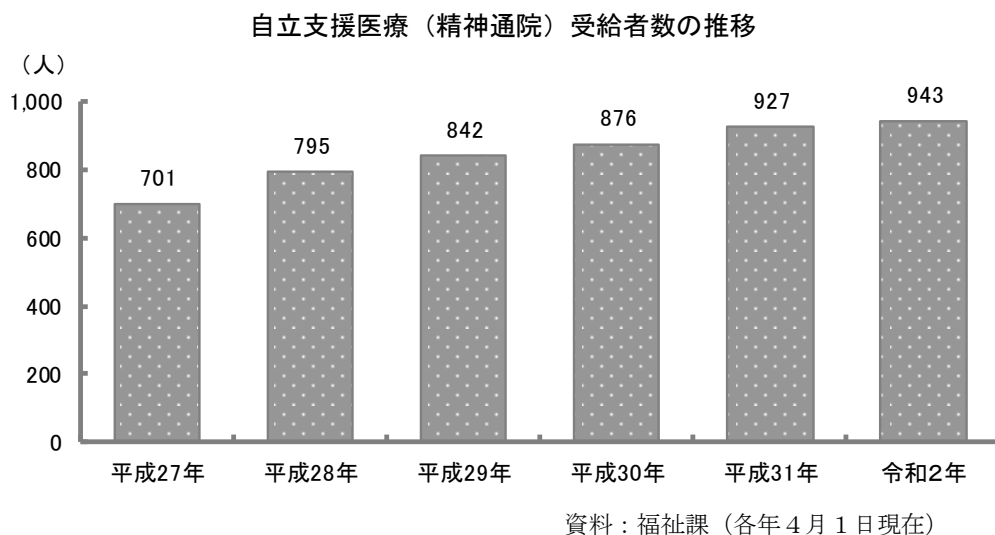
	18歳未満		18歳以上		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	0人	0%	45人	6.9%	45人	6.8%
2級	5人	41.7%	437人	67.2%	442人	66.8%
3級	7人	58.3%	168人	25.9%	175人	26.4%
合計	12人	100.0%	650人	100.0%	662人	100.0%

資料：福祉課（令和2年4月1日）



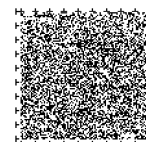
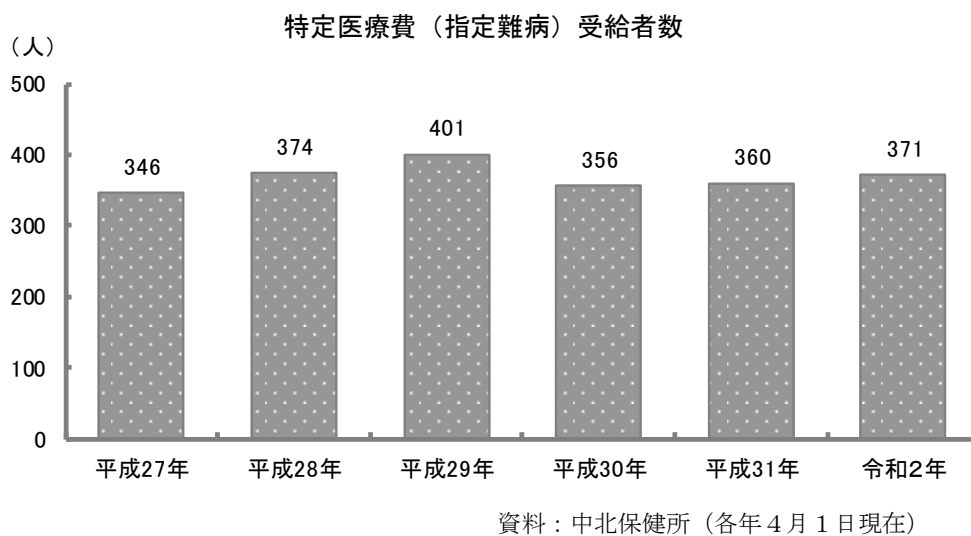
③ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和２年４月１日現在９４３人で、年々増加しています。



（６）特定医療費（指定難病）受給者数の状況

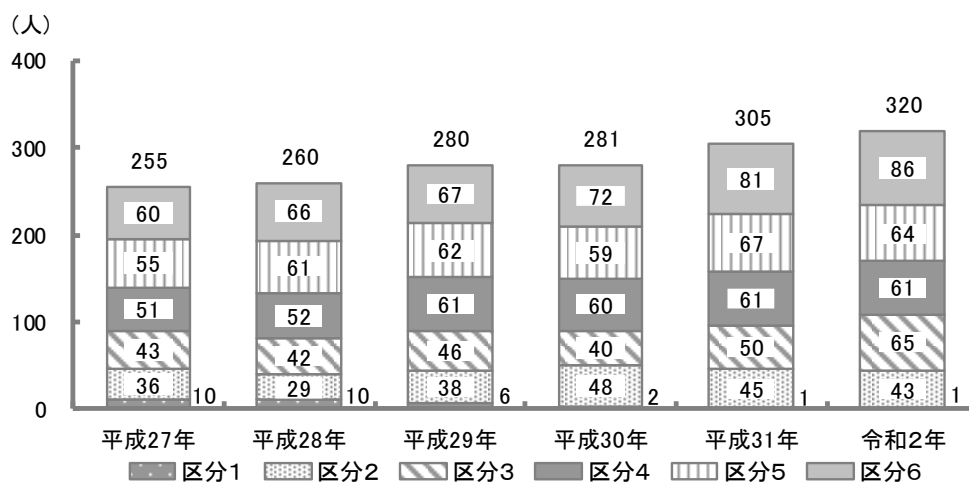
特定医療費（指定難病）受給者数は、平成29年まで増加していましたが、平成30年に減少して以降、再び増加傾向となっており、令和２年４月１日現在３７１人となっています。



(7) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者数の推移をみると、年々増加しており、令和2年4月1日現在、320人となっており、必要とされる支援の度合いが高い区分6が86人で最も多くなっています。

障害支援区分認定者数の推移

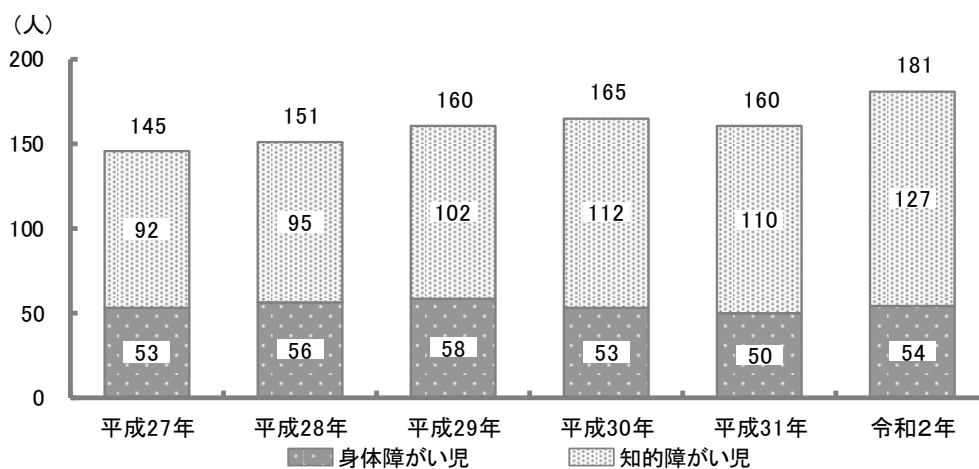


資料：福祉課（各年4月1日）

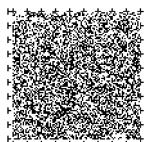
(8) 障がい児の状況

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和2年4月1日現在54人で、横ばいとなっています。知的障がい児では、令和2年4月1日現在127人で、増加傾向となっています。

障がい児の推移

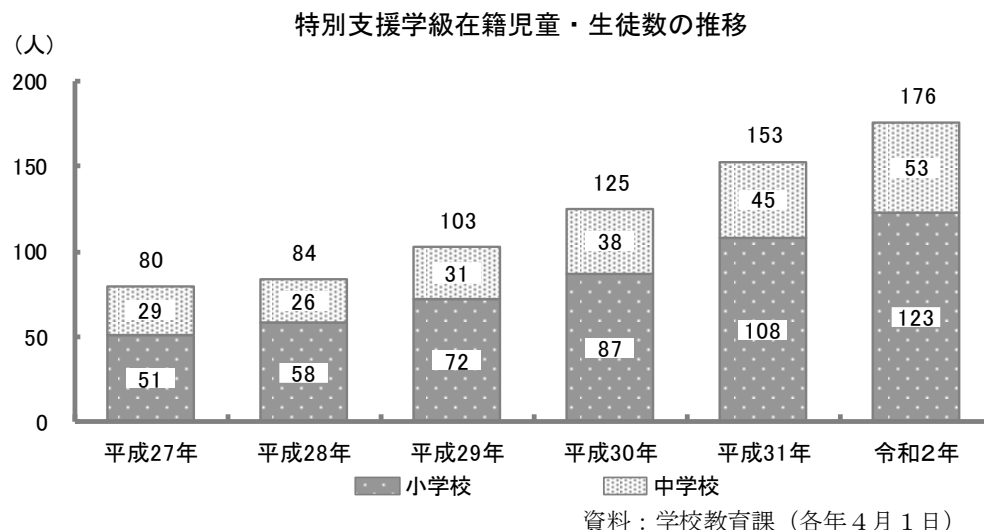


資料：福祉課（各年4月1日現在）



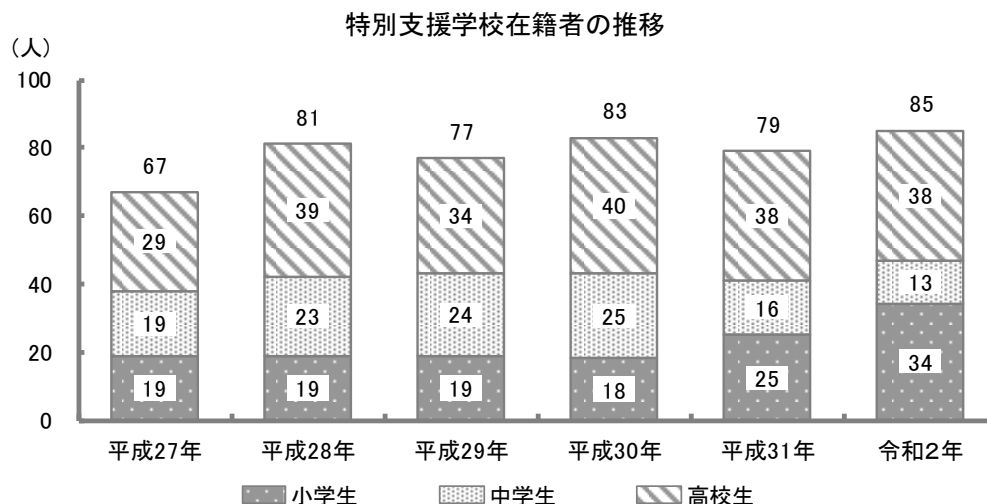
(9) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和2年4月1日現在123人で、年々増加しています。中学校の生徒数では、令和2年4月1日現在53人で、同様に年々増加しています。



(10) 特別支援学校在籍状況

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は平成30年まで横ばいでしたが、平成31年以降増加し、令和2年4月1日現在34人となっています。一方、中学生は平成30年までやや増加していましたが、平成31年以降減少し、令和2年4月1日現在13人となっています。また、高校生は平成29年に減少し、平成30年に増加したものの、平成31年に減少して以降横ばいとなっており、令和2年4月1日現在38人となっています。



2 前計画における成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2年度末の入所者数（見込）は82人となっており、入所者削減の目標には4人足りない見込となっています。

令和2年度末の地域生活移行者数（見込）は累計7人となっており、目標には5人足りない見込となっています。

第5期障がい福祉計画		実績
平成28年度末の入所者数	84人	
令和2年度末の目標入所者数	78人	
令和2年度末入所者削減目標値	6人 (7.1%)	平成30年度 82人 (▲2人) 令和元年度 83人 (▲1人) 令和2年度（見込） 82人 (▲2人)
令和2年度末地域生活移行者数目標値	12人 (14.3%)	平成30年度 3人 令和元年度 2人 令和2年度（見込） 2人 累計（見込） 7人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

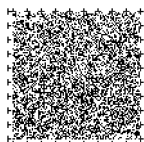
保健、医療、福祉関係者による協議の場として、令和2年度に甲斐市地域自立支援協議会に地域包括ケアプロジェクトチームを設置しました。

第5期障がい福祉計画		実績
令和2年度末までに設置する協議の場数	1か所	1か所 地域包括ケアプロジェクトチームを設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、令和2年1月に地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備により実施しました。

項目	数値	実績
令和2年度末までに整備する地域生活支援拠点等の箇所数	1か所	1か所 面的整備による実施（10事業所登録済） （令和2年10月1日現在）



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行数

令和2年度末の福祉施設から一般就労者数（見込）は4人となっており、目標には7人足りない見込となっています。

第5期障がい福祉計画		実績
平成28年度の一般就労移行者数	7人	
令和2年度末一般就労移行者数	11人 (1.57倍)	平成30年度 4人 令和元年度 6人 令和2年度（見込） 4人

② 就労移行支援事業の利用者数

平成30年度には16人の利用実績がありましたが、令和2年度末の就労移行支援事業利用者数（見込）は10人となっており、目標には6人足りない見込となっています。

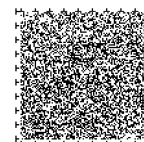
第5期障がい福祉計画		実績
平成28年度就労移行支援事業利用者数	13人	
令和2年度末就労移行支援事業利用者数	16人 (1.23倍)	平成30年度 16人 令和元年度 11人 令和2年度（見込） 10人

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

令和2年度における就労移行支援事業所数は、2事業所となっています。

就労移行率3割以上の事業所数については、目標を達成する事業所がない見込となっています。

第5期障がい福祉計画		実績
平成28年度就労移行支援事業所の数	3か所	
令和2年度末就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数	2か所 (66.0%)	達成事業所なし（見込）



④ 就労定着支援事業による職場定着率

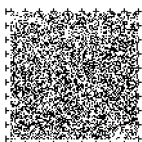
令和２年度における就労定着支援による職場定着率の見込は、62.5%となっており、目標を17.5ポイント下回っています。

第５期障がい福祉計画		実績
就労定着支援による支援開始から１年後の職場定着率	80.0%	62.5% 利用者８人→５人

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等については、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数を除き、目標を達成しています。

第１期障がい児福祉計画		実績
児童発達支援センター設置数	１か所	１か所
保育所等訪問支援サービス提供事業所数	２か所	３か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	１か所	０か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	１か所	２か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	１か所	医療的ケア部会・中北圏域医療的ケア児者支援検討会議（２か所）





計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者総合支援法の理念は、障がい者等が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように、必要になる障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで福祉の推進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することとされています。

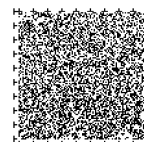
これは、共生社会の実現を目指すものであり、本計画と整合性を持つ第2次甲斐市障がい者計画の理念に通じることから、前期計画を踏襲し「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」を本計画の基本理念とします。

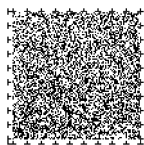
地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり

2 基本的な視点

本計画の策定にあたっては、基本理念及び国の基本的な指針などを踏まえ、次の7項目の基本的な視点に基づいて、令和5年度の目標値を設定し、その達成に向けた各年度における障がい福祉サービス等の必要量を的確に見込むとともに、その確保のための方策を定め今後の障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

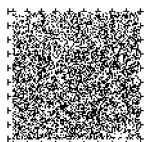
- 1 障がい者等の自己決定と意思決定の支援
- 2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの提供
- 3 地域生活を支援する拠点づくりや地域で支える体制づくりの推進
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組





3 障がい福祉サービス等の提供体制

障がい福祉サービス	
(1) 訪問系サービス	
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	
(2) 日中活動系サービス	
①生活介護、②自立訓練（機能訓練）、③自立訓練（生活訓練）、④就労移行支援、⑤就労継続支援（A型）、⑥就労継続支援（B型）、⑦就労定着支援、⑧療養介護、⑨短期入所（ショートステイ）	
(3) 居住系サービス	
①自立生活援助、②共同生活援助（グループホーム）、③施設入所支援	
(4) 相談支援	
①計画相談支援、②地域移行支援、③地域定着支援	
地域生活支援事業	
(1) 必須事業	
①理解促進研修・啓発事業	教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等
②自発的活動支援事業	ピアサポート、災害対策、孤立防止支援事業、社会活動支援、ボランティア活動支援等
③相談支援事業	障がい者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
⑤成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人、後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
⑦日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等
⑧手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
⑨移動支援事業	外出支援
⑩地域活動支援センター事業	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービス事業
(2) 任意事業（市が自主的に取り組む事業）	
①福祉ホーム運営事業、②訪問入浴サービス事業、③日中一時支援事業、④社会参加促進事業 ⑤巡回支援専門員整備事業	
障がい児福祉サービス	
(1) 障がい児通所支援サービス	
①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援、⑤居宅訪問型児童発達支援、⑥障がい児相談支援、⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	





障がい福祉計画

1 成果目標及び活動指標の設定

甲斐市第6期障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービスの量を見込むにあたり、計画最終年度である令和5年度を目標年度とし、以下に掲げる項目について、それぞれ数値等を成果目標として設定します。

なお、成果目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

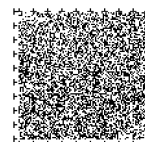
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【成果目標】

国の基本指針では、「令和5年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定にあたっては、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」「令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末の施設入所者から、1.6%以上削減すること」としています。

本市においては、令和元年度時点の入所者数は83人となっており、入所者削減目標数は2人、地域生活移行者数は8人を目標とします。

項目	数値	考え方
令和元年度末入所者数 (A)	83 人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末入所者数 (B)	81 人	令和5年度末の施設入所者数
【目標値】 入所者削減見込	2 人 (2.4%)	(A) - (B) の値 国目標：1.6%以上（2人）
【目標値】 地域生活移行者数	8 人 (9.6%)	令和5年度末までに施設から地域移行する者の数（累計） 国目標：6%以上（5人） ※本市においては、前期未達人数を含め8人（9.6%）とします。



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を目標とします。

【活動指標】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場	開催回数	3回	4回	4回
	関係者の参加者数	14人	14人	14人
	目標の設定	1項目	2項目	2項目
	評価の実施	2回	2回	2回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】

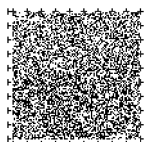
国の基本指針では、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討すること」としています。

本市においては、令和2年に地域支援拠点を1か所整備しており、機能向上における検証、検討を年2回実施することを目標とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等における機能の充実	2回	国目標：1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年間1回以上の機能向上における検証、検討を実施

【活動指標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	1回	2回	2回



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

【成果目標】

国の基本指針では、「一般就労移行者数を令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上」としています。

本市においては、令和5年度末の一般就労移行者数を9人とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	6人	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	9人 (1.50倍)	国目標：1.27倍以上（8人） 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数

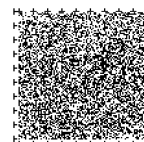
② 就労移行支援からの一般就労移行者数

【成果目標】

国の基本指針では「就労移行支援における一般就労移行者数を令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上」としています。

本市においては、令和5年度末の就労移行支援からの一般就労移行者数を4人とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
令和元年度の就労移行支援からの一般就労移行者数	3人	就労移行支援を通じて、令和元年度中に一般就労に移行した者
【目標値】 令和5年度の就労移行支援からの一般就労移行者数	4人 (1.33倍)	国目標：1.3倍以上（4人） 就労移行支援を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数



③ 就労継続支援からの一般就労移行者数

【成果目標】

国の基本指針では、「就労継続支援A型における一般就労移行者数を令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上」「就労継続支援B型における一般就労移行者数を令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上」としています。

本市においては、就労継続支援A型からの一般就労移行者数を3人、就労継続支援B型からの一般就労移行者数を2人とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
令和元年度就労継続支援A型からの一般就労移行者数	2人	就労継続支援A型を通じて、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度就労継続支援A型からの一般就労移行者数	3人 (1.50倍)	国目標：1.26倍以上（3人） 就労継続支援A型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
令和元年度就労継続支援B型からの一般就労移行者数	1人	就労継続支援B型を通じて、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度就労継続支援B型からの一般就労移行者数	2人 (2.00倍)	国目標：1.23倍以上（2人） 就労継続支援B型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数

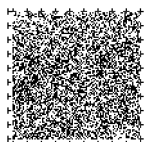
④ 就労定着支援事業利用者数

【成果目標】

国の基本指針では、「令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用すること」としています。

本市においては、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数のうち、就労定着支援事業の利用者数を7人とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	7人 (77.7%)	国目標：7割が就労定着支援事業を利用



⑤ 就労定着支援事業による就労定着

【成果目標】

国の基本指針では、「令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること」としています。

本市においては、令和2年度時点で就労定着支援事業所がない状況であり、就労定着率が8割以上の事業所1か所の整備を目標とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業による就労定着率	100.0% (1か所新設)	国目標：就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【成果目標】

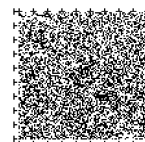
国の基本指針では、「令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保」としています。

本市においては、基幹相談支援センターを1か所設置しており、相談員の更なる資質向上に努めるとともに、地域の相談機関等との連携及び支援体制の強化に向けた取組を目標とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	1か所	基幹相談支援センター

【活動指標】

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	3件	3件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回



(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

【成果目標】

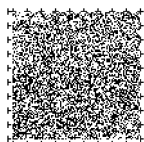
国の基本指針では、「令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築」としています。

本市においては、都道府県が実施する研修等に積極的に参加し、障がい福祉における知識、資格等の取得を目標とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施	山梨県が実施する研修への参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析など、サービスの質の向上に向けた体制を整備

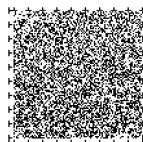
【活動指標】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制	有無	無	有	有
	実施回数	—	2回	2回



2 障がい福祉サービスごとの見込と見込量確保のための方策

障がい福祉サービスは、様々な障がいや特定の疾患（難病）等のある方が、地域でいつまでも安心して生活を続けていけるよう、支援するサービスです。



なお、サービス種別につきましては、訪問系・日中活動系・居住系・相談支援があり、様々なサービスを組み合わせて利用することが可能です。

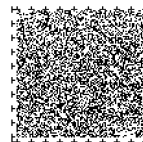
（１）訪問系サービス

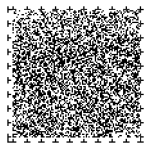
居宅介護	内容	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
	対象者	・ 障がい種別は問わず、障害支援区分が区分１以上の人
重度訪問介護	内容	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の支援を総合的に提供します。
	対象者	・ 重度の肢体不自由者、重度の知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人
同行援護	内容	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、必要な移動の援護、排せつ、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
	対象者	・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人
行動援護	内容	外出時の移動の支援や行動の際に生ずる危険回避のための援護などを行います。
	対象者	・ 知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人で、障害支援区分が区分３以上の常時介護を要する人
重度障害者等包括支援	内容	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に提供します。
	対象者	・ 常時介護を要する障がいのある人たちの中でも、介護の必要性がとて高い人（障害支援区分が区分６（障がい児は区分６に相当する支援の度合い）の極めて重度の障がいのある人で、筋ジストロフィー・脊椎損傷・筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）・遷延性意識障がい者・重症心身障がい者・強度行動障がい者等）

【見込量】（月当たり）

	第５期【実績値】 （令和２年度は見込値）			第６期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
時間分	3,067	2,993	2,949	3,348	3,672	4,016
実人員	111	120	113	129	141	154

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、地域移行等を進めていくこと等を勘案し、利用者数の増加を見込んで算出しています。



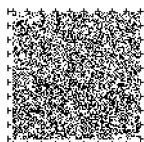


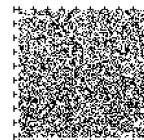
【内訳】（月当たり）

		第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間分	1,658	1,540	1,441	1,732	1,869	2,007
	実人員	87	94	90	101	109	117
重度訪問介護	時間分	1,155	1,178	1,290	1,324	1,490	1,655
	実人員	7	8	7	8	9	10
同行援護	時間分	56	55	44	60	81	101
	実人員	8	8	7	9	12	15
行動援護	時間分	198	220	174	232	232	253
	実人員	9	10	9	11	11	12
重度障害者等包括 支援	時間分	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0

【訪問系サービス見込量確保のための方策】

- ホームページ等により障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の提供体制について周知を図るとともに、サービス提供事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。また、精神障がい者や重度障がい者（医療的ケアが必要な人を含む）に対するサービス提供事業所の拡大に努めるとともに、介護保険サービス提供事業所に対し障がい福祉サービスへの参入を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- 障がい者等及び関係団体等に対して、訪問系サービスの内容やサービス提供事業所に関する情報提供を充実し、障がい者のサービスの利用促進に努めます。また、医療的ケア児等コーディネーターを活用した医療機関等との連携強化により、相談体制の充実を図るとともに、障がい者等のニーズを把握し、適切にサービスが提供されるよう努めます。
- 県の重症心身障がい児・者の協議の場と連携し、ホームヘルパーに対する講座・講習等や、事業者への医療的ケアに関する講習・研修等、人材育成を目的とした研修の実施を検討します。
- 困難事例への対応等を支援するため、サービス提供事業所等が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めるとともに、市障がい者基幹相談支援センターによる事例検討会を通じて人材育成を行います。





(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

内容	主に昼間に事業所において、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動、創作的活動の機会を提供します。
対象者	・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人 ① 障害支援区分が区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である人 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である人 ③ 障がい者支援施設に入所する人のうち障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）より低く、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	3,028	3,110	3,082	3,181	3,241	3,322
実人員	150	155	153	158	161	165

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

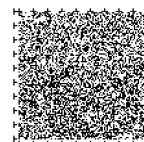
② 自立訓練（機能訓練）

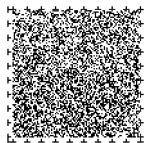
内容	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を、理学療法士や作業療法士等によって提供します。
対象者	・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者または難病等対象者 ① 入所施設・医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人等

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	26	87	121	121	121	141
実人員	3	5	6	6	6	7

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。





③ 自立訓練（生活訓練）

内容	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所及び宿泊、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援を提供します。
対象者	・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者 ① 入所施設・医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人等

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	262	219	177	271	327	384
実人員	17	16	13	19	23	27

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

④ 就労移行支援

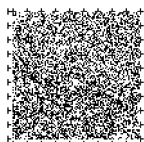
【サービスの概要】

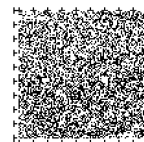
内容	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
対象者	・就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人 ① 単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得または就労先への紹介等が必要な人 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	230	191	145	207	259	310
実人員	13	12	8	12	15	18

※ 計画値については、過去の利用実績及び特別支援学校卒業生等の利用を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。





⑤ 就労継続支援（A型）

内容	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対象者	・企業等に就労が困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（サービス利用開始時の年齢） ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ② 特別支援学校を卒業し就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった人 ③ 企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係の状態にない人

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	942	842	879	914	1,031	1,167
実人員	49	44	44	47	53	60

※ 計画値については、過去の利用実績及び特別支援学校卒業生等の利用を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

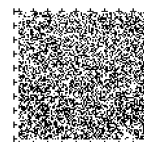
⑥ 就労継続支援（B型）

内容	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対象者	・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人 ① 就労経験がある人で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人 ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、就労継続支援事業（B型）利用が適当と判断された人 ③ 上記に該当しない人で、50歳に達している人、または障害基礎年金1級受給者 ④ 障がい者支援施設に入所する人で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	2,700	2,900	3,006	3,073	3,256	3,455
実人員	163	174	181	185	196	208

※ 計画値については、過去の利用実績及び特別支援学校卒業生等の利用を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。



⑦ 就労定着支援

内容	定められた期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等を行います。
対象者	・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	1	3	4	5	9	16

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

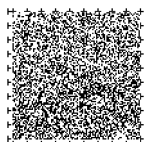
⑧ 療養介護

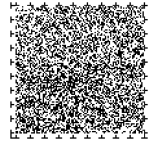
内容	医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
対象者	・医療機関等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がいのある人のうち、次のいずれかに該当する人 ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分6の人 ② 筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の人

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	4	5	5	5	6	8

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。





⑨ 短期入所（ショートステイ）

内容	居宅で介護する人が病気やその他の理由により介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設での入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。	
対象者	福祉型	・ 障がい者支援施設等において実施 ① 障害支援区分が1以上の障がい者 ② 厚生労働大臣が定める区分1以上に該当する障がい児
	医療型	・ 医療機関、診療所、介護老人保健施設において実施 ① 遷延性意識障がい者（児）、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい者（児）等

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	206	227	166	259	277	289
実人員	35	40	24	42	45	47

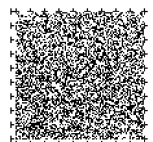
【内訳】（月当たり）

		第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	人日分	199	215	148	246	264	275
	実人員	32	36	22	38	41	43
医療型	人日分	7	12	18	13	13	14
	実人員	3	4	2	4	4	4

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

【日中活動系サービス見込量確保のための方策】

- 長期入院者、施設入所者、家族、医療機関及び福祉施設等に対して、市障がい者基幹相談支援センターの活用を促進し、地域移行や就労移行を図ります。
- 市障がい者基幹相談支援センター、各指定特定相談支援事業所等と連携を強化し、障がい者等の就労に関する支援を強化するとともに、就労定着できる体制を整備します。
- 市地域自立支援協議会の協議の場で意見をとりまとめ、重症心身障がい児・者（医療的なケアが必要な障がい児・者も含む）に対するサービスの充実と確保に努めます。



(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

内容	居宅に定期的に訪問し、日常生活に課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
対象者	・施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障がいのある人

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	1	2	1	3	4	6

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

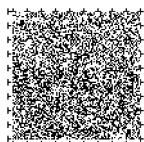
② 共同生活援助（グループホーム）

内容	主として夜間、共同生活を営むべき住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。
対象者	・全ての障がい者（ただし身体障がい者は、65歳未満のうち障がい福祉サービス等を利用したことがある人）

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	45	48	50	55	59	64

※ 計画値については、過去の利用実績及びヒアリング等のニーズを踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。



③ 施設入所支援

内容	主として夜間、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
対象者	・生活介護のうち障害支援区分が区分４以上の人（50 歳以上の場合は区分３以上） または自立訓練、就労移行支援等の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

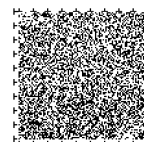
【見込量】（月当たり）

	第５期【実績値】 （令和２年度は見込値）			第６期【計画値】		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
実人員	84	81	83	83	82	81

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、障がい福祉計画の成果目標の達成に向けて各年で必要な数値を見込んで算出しています。

【居住系サービス見込量確保のための方策】

- サービス提供事業所の整備について、県及び圏域内の市町と協議しながら推進・調整していきます。
- サービス提供事業所職員の資質の更なる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 市内あるいは近隣市町で活動するＮＰＯ法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置促進を呼びかけていきます。
- 重度の障がいのある人も受け入れ可能となるようなグループホームのあり方について、市地域自立支援協議会などを通じて協議を進めます。



(4) 相談支援

① 計画相談支援

内容	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
対象者	・障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者または障がい児 ・地域相談支援を利用する全ての障がい者

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 (令和2年度は見込値)			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	107	125	132	140	157	176

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、障がい福祉サービス及び地域相談支援の全ての利用者が計画相談支援を受けるものとし、今後の推移を見込んで算出しています。

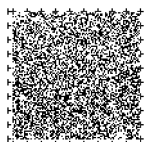
② 地域移行支援

内容	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
対象者	・障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者

【見込量】（年当たり）

	第5期【実績値】 (令和2年度は見込値)			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	0	0	1	4	4	5

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、精神障がい者等の地域移行を進めていくため、必要な数値を見込んで算出しています。



③ 地域定着支援

内容	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談 その他必要な支援を行います。
対象者	・居宅において家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない 障がい者（障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人のほか、家族と の同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人等）

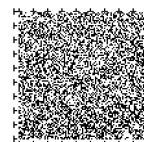
【見込量】（年当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	5	3	4	10	10	10

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、施設入所者等の地域移行を進めていくため、
必要な数値を見込んで算出しています。

【相談支援見込量確保のための方策】

- 計画相談事業所の確保に努め、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等へ事業の実施、相談支援専門員の拡充を呼びかけ、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。
- 障がい種別にかかわらず対応できる幅広い知識と、障がい種別による専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成のため、県や関係機関が実施する研修会などへの積極的な参加促進を図ります。
- 入院や入所している障がい者の退院・退所後の地域での生活の不安を解消するため、スムーズに地域生活へ移行できるよう、関係部署と連携し、退院者・退所者を支援します。



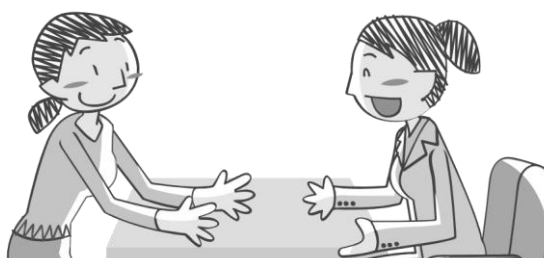
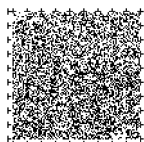
3 地域生活支援事業ごとの見込と見込量確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人の地域での生活を支援するため、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがありますが、本市において地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

【地域生活支援事業】

(1) 必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ③相談支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑨移動支援事業	②自発的活動支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑩地域活動支援センター事業
(2) 任意事業	①福祉ホーム運営事業 ③日中一時支援事業 ⑤巡回支援専門員整備事業 ②訪問入浴サービス事業 ④社会参加促進事業	



(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

内容	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくするため、地域社会の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行います。
対象者	・ 地域住民

【見込量】

	第5期【実績値】 (令和2年度は見込値)			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【本市の取組】

- 「障がいのある方を理解するためのガイドブック」や「甲斐市障がい福祉事業所マップ」、「ヘルプカード」を作成し、制度利用者等へ配布すると共に、市ホームページに掲載するなど周知に努めており、継続して啓発活動を行っていきます。
- 事業所や地域住民の障がいに対する理解を促進し、地域生活についての支援体制の充実を図ります。
- 市障がい者基幹相談支援センターが中心に障がいの理解促進のための研修等を実施し、啓発活動を行っていきます。

② 自発的活動支援事業

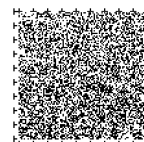
内容	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、ボランティア活動など）を支援します。
対象者	・ 障がいのある人、その家族または地域住民など

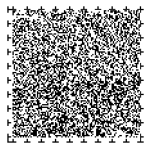
【見込量】

	第5期【実績値】 (令和2年度は見込値)			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	実施	未実施	実施	実施	実施	実施

【本市の取組】

- 市が実施する防災訓練等に障がい者等の参加を促し、地域住民に障がい者の避難時における理解促進に努めます。
- 市地域自立支援協議会の協議の場で意見をとりまとめ、防災活動の充実を図っていきます。





③ 相談支援事業

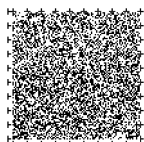
障がい者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	内容	障がいのある人、障がいのある人の保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。 また、障がい者相談支援事業を効果的に実施するため、市地域自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議等、地域の関係機関によるネットワーク構築の協議を行います。
	対象者	・障がいのある人、障がいのある人の保護者や介護者
市町村相談支援機能強化事業	内容	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能を強化します。
	対象者	・専門的な相談支援等を必要とする障がいのある人、障がいのある人の保護者や介護者
住宅入居等支援事業	内容	一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。
	対象者	・障がいのある人で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人

【見込量】

	第5期【実績値】 (令和2年度は見込値)			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 利用件数	0	0	1	1	1	1

【相談支援事業見込量確保のための方策】

- 地域で障がい者を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で構成する市地域自立支援協議会により、中立・公平な相談支援事業を実施し、障がい者児の地域での生活を支援するため、地域で障がい者等を支えるネットワークの構築に向けて、地域関係機関との連携を強化します。
- 身近で相談ができる場としての周知を行うとともに、ライフステージに沿った継続的な支援の充実に努めます。
- 県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加を促進し、障がい種別にかかわらず対応できる高い専門性を有した人材や、計画相談員等への指導的役割が担える人材の配置を進めます。
- 地域の身近な相談員として期待される民生委員・児童委員に、障がい者理解のための研修等への参加を促進します。



④ 成年後見制度利用支援事業

内容	成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
対象者	・ 障がい福祉サービスを利用する意思のある知的障がい者または精神障がい者で、補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる人

【見込量】（年当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用件数	5	2	3	5	7	7

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

【成年後見制度利用支援事業見込量確保のための方策】

- 市障がい者基幹相談支援センター等での相談支援により、ニーズの把握に努めるとともに、より効率的な実施体制への改善に向けて検討します。
- 障がい者等だけでなく、高齢者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的であり、市地域包括支援センターや市社会福祉協議会等とも連携し、制度の周知を図るとともに対象となる人の利用促進に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

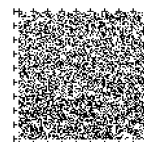
内容	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
対象者	・ 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体

【見込量】

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【本市の取組】

- 法人後見実施団体である市社会福祉協議会と連携して、安定的な事業実施を図ります。



⑥ 意思疎通支援事業

内容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳及び要約筆記者等を派遣します。また、原則として派遣費用は無料です。
対象者	・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人

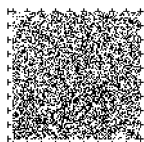
【見込量】（年当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用件数	533	522	538	558	578	599

※ 計画値については、過去の利用実績及びヒアリング等のニーズを踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

【意思疎通支援事業見込量確保のための方策】

- 山梨県立聴覚障害者情報センター、市聴覚障害者協会等と連携して、利用者のニーズの把握に努めるとともに、より効果的な実施体制への改善に向けて検討します。
- 聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、福祉課に手話通訳者を配置しています。今後も継続実施し、聴覚に障がいのある人の相談等を受け付け、市障がい者基幹相談支援センターと連携しながら聴覚障がい者等の社会参加を促進します。
- 点訳、代筆、代読、音声訳等による意思疎通支援事業の充実を図ります。



⑦ 日常生活用具給付等事業

内容	障がい種別、程度に応じた日常生活用具の給付等を行うことにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。 介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具 自立生活支援用具：入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具 在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具 情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具 排泄管理支援用具：排泄管理を支援する用具 住宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
対象者	・日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等

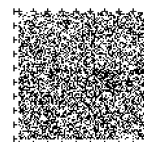
【見込量】（年当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計（件数）	640	660	680	700	720	740
①介護・訓練 支援用具	7	8	8	8	8	8
②自立生活支 援用具	2	5	5	5	5	5
③在宅療養等 支援用具	11	6	9	9	9	9
④情報・意思疎 通支援用具	15	15	15	15	15	15
⑤排泄管理支 援用具	603	621	640	660	680	700
⑥住宅生活動 作補助用具	2	5	3	3	3	3

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、算出しています。

【日常生活用具給付等事業見込量確保のための方策】

- サービスを必要としている重度の障がいのある人に、適切な用具の給付等ができるよう、日常生活用具の情報の更なる充実とニーズに合った給付等に努めます。



⑧ 手話奉仕員養成研修事業

内容	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
対象者	・本市が適当と認めた人

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
養成講習 修了者数	13	14	0	15	15	15

※ 事業定員25人のうち、6割が養成講習を修了するものとして算出しています。

【手話奉仕員養成研修事業見込量確保のための方策】

- 手話奉仕員養成研修を実施し、資質の向上を目指す受講者の養成を行います。
- 市社会福祉協議会や市聴覚障害者協会等と連携し、ニーズに対応できる体制の確保と事業の促進に努めます。

⑨ 移動支援事業

内容	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
対象者	・障がいのある人で、本市が外出時の移動支援を必要と認めた人

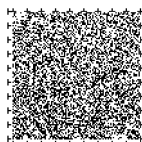
【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	93	95	59	105	115	127
利用時間数	345	404	286	448	491	542

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

【移動支援事業見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるため、事業の周知・拡大に努めます。
- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。



⑩ 地域活動支援センター事業

内容	通所による創作的活動等の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスの提供を通じて、障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。 基礎的事業： ① 利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等 機能強化事業： ① 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援事業を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等 ② 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス提供
対象者	・ 地域において就労及び雇用されることが困難な障がいのある人

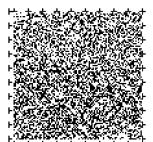
【見込量】（年当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所	5	5	5	5	5	5
利用者数	40	43	47	54	62	71

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

【地域活動支援センター事業見込量確保のための方策】

- 障がい者の自立、社会参加を図るため、地域活動支援センターの利用促進を働きかけていきます。
- 市障がい者基幹相談支援センターと連携を図り、障がいのある人のニーズに応じた支援と相談の充実に努めます。



(2) 任意事業

① 福祉ホーム運営事業

内容	家庭、住宅環境等の理由により、住居を必要としている人に、低額な料金を居室等を提供し、日常生活に必要な便宜を提供します。
対象者	・自宅において生活することが困難な重度の障がいのある人

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	6	6	4	5	6	6

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、算出しています。

【福祉ホーム運営事業見込量確保のための方策】

- 地域生活移行への促進の観点から、福祉ホームの設置・運営を支援します。

② 訪問入浴サービス事業

内容	家庭における入浴または他の事業による入浴サービスが困難な在宅の重度身体障がい者に対して訪問入浴介助者を派遣し、定期的に入浴サービスを行います。
対象者	・本事業の利用を図らなければ、入浴が困難な在宅の身体障がい者

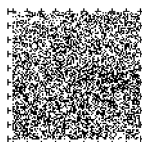
【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
箇所	3	2	2	2	3	3
利用者数	1	2	2	2	3	3

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、算出しています。

【訪問入浴サービス事業見込量確保のための方策】

- 地域における身体障がい者の生活を支援するため、本事業を継続実施します。



③ 日中一時支援事業

内容	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
対象者	・ 日中支援する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と本市が認めた障がいのある人

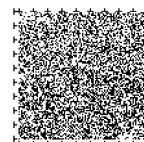
【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
箇所	30	42	44	47	51	55
利用者数	77	89	46	110	119	129

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んで算出しています。

【日中一時支援事業見込量確保のための方策】

- 利用者のニーズの把握に努め、本事業を継続実施します。
- 早朝、夜間における利用を可能とし、また、利用上限を撤廃することで、利用ニーズの向上に努めます。



④ 社会参加促進事業

内容	自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成の各事業を行います。
対象者	・自動車運転免許取得費助成は、障がい等級が1級または2級の人、ただし体幹の機能障がいの場合は3級以上の人、下肢の機能障がいの場合は4級以上の人 ・自動車改造費助成は、障がい等級が上肢体幹機能障がいの場合は1級または2級の人、下肢機能障がいの場合は3級以上の人

【見込量】（年当たり）

	第5期【実績値】 (令和2年度は見込値)			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車運転免許 取得費助成利用者数	0	1	1	1	1	1
自動車改造費助成 利用者数	1	0	1	1	1	1

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、算出しています。

【社会参加促進事業見込量確保のための方策】

- 障がい者等の社会参加を促進するため、本事業を継続実施します。
- 利用者に対し、市広報誌などによる周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

⑤ 巡回支援専門員整備事業

内容	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場へ巡回等支援を実施し、障がいの早期発見・早期療育のための助言等の支援を行います。
対象者	・保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設等の支援者や障がい児の保護者

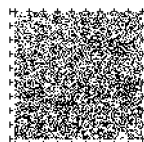
【見込量】（年当たり）

	第5期【実績値】 (令和2年度は見込値)			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
派遣回数	6	40	50	50	60	70

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、算出しています。

【巡回支援専門員整備事業見込量確保のための方策】

- 発達障がい等の早期発見・早期療育のため、事業の充実を図ります。





障がい児福祉計画

1 成果目標及び活動指標の設定

甲斐市第2期障がい児福祉計画において必要な障がい児福祉サービスの量を見込むにあたり、計画最終年度である令和5年度を目標年度とし、以下に掲げる項目について、それぞれ数値等を成果目標として設定します。

なお、成果目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

【成果目標】

国の基本指針では、「令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」としています。

本市においては、既に児童発達支援センターが1か所設置されており、更なる機能向上に向けた連携に取り組みます。

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センター 設置数	1か所	国目標：児童発達支援センターを1か所以上 設置

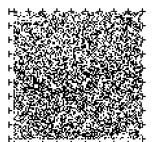
② 児童発達支援センターによる保育所等訪問支援

【成果目標】

国の基本指針では、「令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」としています。

本市においては、既に児童発達支援センターによる保育所等訪問支援サービスが実施されており、円滑な利用ができるよう取り組みます。

項目	数値	考え方
【目標値】 保育所等訪問支援を利用 できる体制構築	1か所	国目標：保育所等訪問支援を 利用できる体制の構築



③ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

【成果目標】

国の基本指針では、「令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保すること」「令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保すること」としています。

本市においては、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置が未設置であることから1か所を設置、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、既に2か所が設置されていることから、新たに1か所を加えた3か所設置を目標とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所数	1か所	国目標：1か所以上を確保
【目標値】 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所数	3か所	国目標：1か所以上を確保

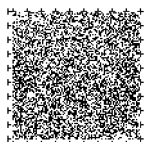
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【成果目標】

国の基本指針では、「令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること」「令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」としています。

本市においては、既に医療的ケア児支援のための協議の場を市単独で1か所、中北圏域に1か所の計2か所設置しており、より一層の機能強化に取り組んでいくこととします。

項目	数値	考え方
【目標値】 医療的ケア児支援のための協議 の場の設置	2か所	国目標：保健、医療、障がい福祉、保育、 教育等の関係機関等が連携を図るための 協議の場を設置

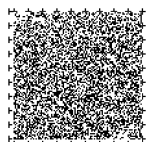


⑤ 発達障がい支援の一層の充実

【活動指標】

発達の遅れ等が気になる保護者等に、心理士が相談、ペアレントトレーニングを含む指導の実施回数を目標とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の年間実施回数	30回	30回	30回



2 障がい児福祉サービスごとの見込と見込量確保のための方策

障がい児福祉サービスは、児童福祉法に基づき、主に施設等への通所によって、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上に必要な訓練、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進等への支援を行うサービスです。

(1) 障がい児通所支援サービス

① 児童発達支援

内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
対象者	・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児の障がい児

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	1,267	969	1,055	1,417	1,676	1,997
実人員	63	78	80	93	110	131

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、今後の推移を見込んで算出しています。

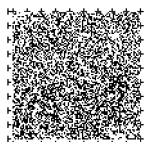
② 医療型児童発達支援

内容	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
対象者	・肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	18	17	4	18	36	36
実人員	1	1	1	1	2	2

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、今後の推移を見込んで算出しています。



③ 放課後等デイサービス

内容	就学中の障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
対象者	・学校教育法に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がい児

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	1,422	1,438	1,651	1,786	1,955	2,151
実人員	104	116	125	137	150	165

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、今後の推移を見込んで算出しています。

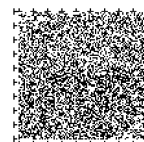
④ 保育所等訪問支援

内容	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
対象者	・保育園、幼稚園、認定こども園、小学校などに在籍している障がい児

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	85	64	60	78	100	129
実人員	40	47	50	61	78	101

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、今後の推移を見込んで算出しています。



⑤ 居宅訪問型児童発達支援

内容	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
対象者	・ 重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	0	0	0	10	10	20
実人員	0	0	0	1	1	2

※ 計画値については、現在、利用者はいないものの、重度の障がい児の状況を見込んで算出しています。

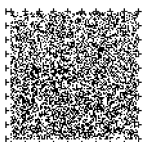
⑥ 障がい児相談支援

内容	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。
対象者	・ 障がい児通所支援を利用する全ての障がい児

【見込量】（月当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数	52	57	78	96	117	143

※ 計画値については、過去の利用実績を踏まえ、今後の推移を見込んで算出しています。



⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児（者を含む）に対する総合的な支援体制を構築します。
対象者	・生活する上で、医療的ケアを必要とする障がい児（者を含む）

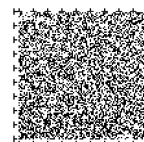
【見込量】（年当たり）

	第5期【実績値】 （令和2年度は見込値）			第6期【計画値】		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
配置人数	0	2	4	4	4	4

※ 計画値については、現状の4人を維持していきます。

【障がい児通所支援サービス見込量確保のための方策】

- 地域で生活する障がい児に必要な療育やサービス等が円滑に提供されるよう、また、障がい種別によらず対応でき、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の情報提供等を行っていきます。
- 障がい児相談事業所の確保に努め、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等へ事業の実施、相談支援専門員の拡充を呼びかけ、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。
- 市障がい者基幹相談支援センターを中心に、各事業所との意見交換を行い、支援体制の課題等を検討し、円滑な事業実施に向けた体制の確保に努めます。
- 県の重症心身障がい児・者の協議の場と連携し、市地域自立支援協議会の協議の場で医療的ケアが必要な障がい児（者を含む）を支援する人材育成の確保やサービスの充実に努めます。
- 医療的ケア児の支援として、出産後に不安や悩みを抱える保護者等に対し、医療的ケア児等コーディネーター等による医療的ケア児ガイドブックを活用した地域資源等に関する情報提供等や相談支援を行います。





計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

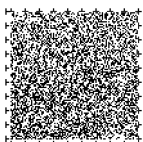
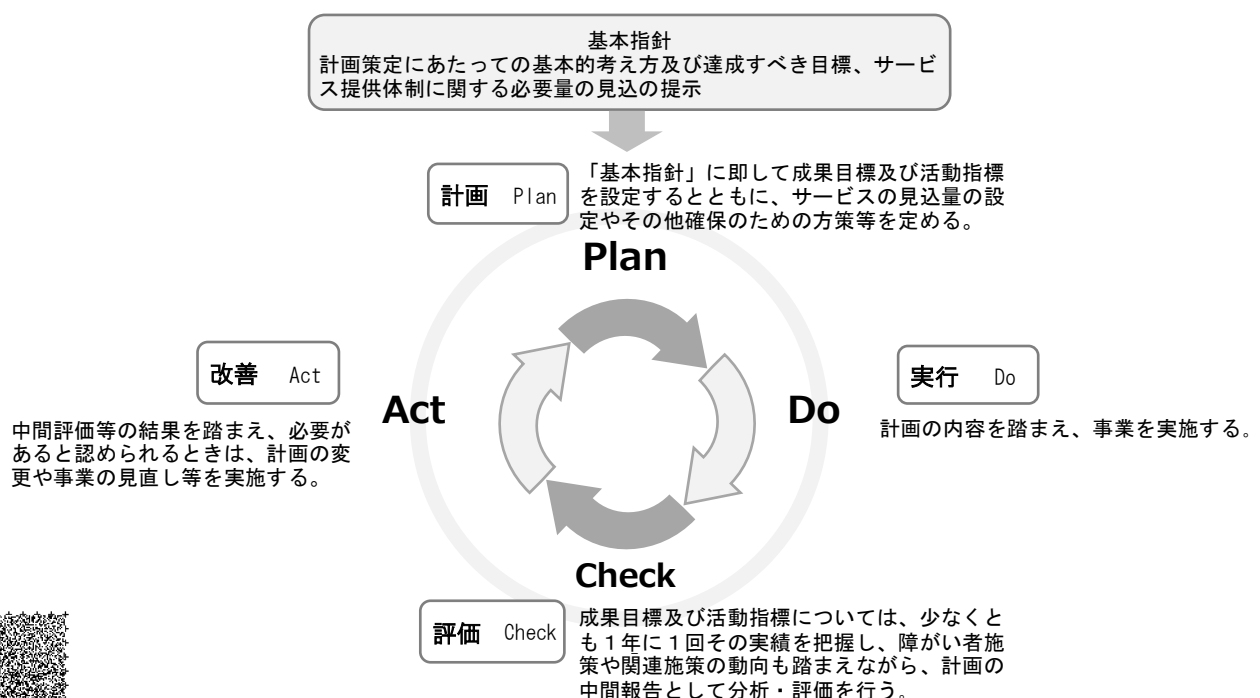
計画の推進にあたっては、国や県、市保健福祉推進協議会や市地域自立支援協議会等との連携のもと、地域社会を構成する市民、ボランティア、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図ります。

2 計画の評価と見直し

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標（サービス見込量等）については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者等の施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、市保健福祉推進協議会や市地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を市ホームページで公表します。



資料編

1 市内施設・事業所一覧

No.	事業所の名称	所在地	電話番号	障がい福祉サービスの種類																	移動支援	日中一時支援
				相談する		自宅で生活する		移動する	泊まる			働く		訓練や療育を行う								
				相談支援事業	計画相談支援	地域移行支援・地域定着支援	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	グループホーム	施設入所支援	短期入所	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練（生活訓練）	生活介護	放課後等デイサービス	児童発達支援		
1	敷島緑陽園	牛勾 2027-3	(055) 277-1100										●	●			●					●
2	ワーキングスペース大地	牛勾 2029-2	(055) 277-1198												●		●					
3	サポートはうす Andante（あんだんて）/アンダンテ	牛勾 2029-2	(055) 277-1198	●											●			●				●
4	春日の丘	牛勾 2261	(055) 277-1181									●										
5	春日の家	牛勾 2262-1	(055) 225-3910									●										
6	ぎんが工房	天狗沢 306	(055) 277-8686												●		●	●				●
7	こんふおーと天狗沢	天狗沢 641-1	(055) 277-3282									●										
8	びーすふる 千代田	天狗沢 641-1	(055) 288-8803		●	●																
9	甲斐志麻の里ファーム	島上条 1277-1	(055) 288-1241											●		●						
10	社会福祉協議会 相談支援事業所	島上条 3163	(055) 277-1122		●																	
11	甲斐市障がい者基幹相談支援センター	島上条 3163	(055) 267-7010	●																		
12	こころとそだちの支援室ぼーれ	島上条 209	(055) 267-6903															●	●	●		
13	春日の郷	中下条 1214-1	(055) 277-8800													●		●				
14	きららベーカーリー	中下条 851-1	(055) 277-8709													●						
15	あゆみの家	中下条 954-3	(055) 277-9666														●					
16	春日の社	長塚 184-2	(055) 277-1140									●										
17	子ども教室あん	大下条 752-1	(055) 267-0077		●														●	●		
18	地域活動支援センターかいしま	島上条 1277-1	(055) 288-1241																	●		
19	ハッピーKAI	牛勾 118	080-7605-8008													●						
20	ニチケアセンター 甲斐	篠原 1659	(055) 260-7060				●	●	●													●
21	やさしい手 甲斐事業所	篠原 2173-6	(055) 260-7701				●	●														●
22	ヘルパーステーション コスモス	万才 287-8	(055) 276-9933				●	●														
23	放課後等デイサービス むすぶ	万才 449-5	(055) 225-5217															●				●
24	ヘルパーステーション こころね	富竹新田 970-3	(055) 268-2623				●	●														
25	ハビネスフレンドヘルパーステーション	西八幡 1196	(055) 279-4543				●	●														
26	相談室 美すけっと	西八幡 1777 小宮山住宅 1号	(055) 276-3099		●	●																
27	すけっと	西八幡 1777 小宮山住宅 1号	(055) 276-3099				●	●		●			●								●	●
28	ケアサポート甲斐コアラ	西八幡 2297-7	(055) 269-9654				●	●														●
29	サンクシアヘルパーステーション	西八幡 3878-2	(055) 269-5597				●	●		●												●
30	ピリブ	竜王 1106-1	(055) 234-5721												●							
31	相談室りゅうおう	竜王 267-3	(055) 278-0188		●	●																
32	びゅー	竜王 267-3	(055) 278-2266				●	●	●	●											●	●
33	コスモス	竜王 267-3	(055) 278-2266										●	●				●				●
34	きらり	竜王 301-2	(055) 278-2266															●				
35	グレイス・ロード甲斐サポートセンター	竜王新町 1-1	(055) 287-8347														●					
36	pocco かいりゅうおう	西八幡 4064-12	(055) 231-5871															●				
37	ケア信玄	西八幡 2122	(055) 288-8787				●	●													●	
38	カルミア	篠原 1379-1	(055) 244-8670		●													●				
39	共同生活援助 ファミール	竜王新町 534-1	(055) 253-2611								●											
40	グループホームベアフォレスト	名取 731-2	(055) 242-7705									●										
41	ワークハウスふたば	下今井 2650-1	(0551) 28-6889													●	●	●				●
42	雀のお宿	下今井 1730	(0551) 28-7575									●										
43	指定特定相談支援事業所ミント	志田 298	(0551) 45-8311		●																	
44	ワークスペースエムⅡ	志田 298	(0551) 45-8311													●						
45	ワークスペース エム	岩森 1079-1	(0551) 28-7471													●	●					
46	相談支援センターすてつぶ	岩森 580-1	(0551) 45-6488		●																	
47	療育センターなないろ	岩森 580-1	(0551) 45-6488															●	●	●		
48	フレンズ双葉	宇津谷 8331	(0551) 28-2115													●						
49	楽修舎(がくしゅうしゃ)	龍地 6021-1	(0551) 45-9190														●					

市内施設・事業所マップ

敷島地区

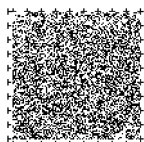
- 1 敷島緑陽園
- 2 ワーキングスペース大地
- 3 サポートはうすAndante
(あんだんて) / アンダンテ
- 4 春日の丘
- 5 春日の家
- 6 ぎんが工房
- 7 こんふぉーと天狗沢
- 8 ぴーすふる 千代田
- 9 甲斐志麻の里ファーム
- 10 甲斐市社会福祉協議会 相談支援事業所
- 11 甲斐市障がい者基幹相談支援センター
- 12 こころとそだちの支援室 ぽーれ
- 13 春日の郷
- 14 きららベーカリー
- 15 あゆみの家
- 16 春日の杜
- 17 子ども教室あん
- 18 地域活動支援センターかいしま
- 19 ハッピーKAI

双葉地区

- 41 ワークハウスふたば
- 42 雀のお宿
- 43 指定特定相談支援事業所ミント
- 44 ワークスペースエムⅡ
- 45 ワークスペースエム
- 46 相談支援センターすてっぷ
- 47 療育センターなないろ
- 48 フレンズ双葉
- 49 楽修舎(がくしゅうしゃ)

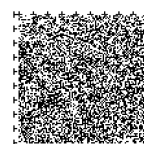
竜王地区

- 20 ニチイケアセンター 甲斐
- 21 やさしい手甲斐事業所
- 22 ヘルパーステーション コスモス
- 23 放課後等デイサービス むすぶ
- 24 ヘルパーステーション こころね
- 25 ハピネスフレンドヘルパーステーション
- 26 相談室 美すけっと
- 27 すけっと
- 28 ケアサポート甲斐コアラ
- 29 サンクシアヘルパーステーション
- 30 ビリーブ
- 31 相談室りゅうおう
- 32 びゅー
- 33 コスモス
- 34 きらり
- 35 グレイス・ロード甲斐サポートセンター
- 36 POCCOかいりゅうおう
- 37 ケア信玄
- 38 カルミア
- 39 共同生活援助 ファミール
- 40 グループホームペアフォレスト



2 策定経過

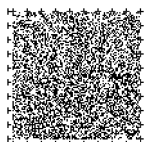
実施年月日	策定経過
令和2年 5月26日	厚生環境常任委員会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について
7月2日	第1回甲斐市保健福祉推進協議会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について
7月10日	第1回甲斐市地域自立支援協議会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について
8月3日	第1回甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定ワーキング会議 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定ワーキング会議について ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定スケジュールについて
8月3日	市町村障がい福祉担当者説明会（県主催）
8月25日	甲斐市聴覚障害者協会との意見交換会
8月26日	甲斐市障がい児者地域支援連絡会オアシスとの意見交換会
8月27日	甲斐市視覚障害者協会との意見交換会
9月6日	甲斐市障害者福祉会との意見交換会
9月9日	第2回甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定ワーキング会議 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画のサービス見込量について
9月25日	第2回甲斐市地域自立支援協議会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定における中間報告について
10月16日	市町村障がい福祉担当者ヒアリング実施（県主催）
11月2日	第3回甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定ワーキング会議 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について
11月6日	第2回甲斐市保健福祉推進協議会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）の中間報告について
12月22日	第3回甲斐市保健福祉推進協議会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について
令和3年 1月13日	厚生環境常任委員会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について ・ パブリックコメントの実施について
1月18日 ～2月9日	パブリックコメントの実施
2月18日	厚生環境常任委員会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）におけるパブリックコメントの実施結果について 第4回甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定ワーキング会議 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）におけるパブリックコメントの実施結果について
2月24日	第4回甲斐市保健福祉推進協議会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）におけるパブリックコメントの実施結果について
3月11日	第3回甲斐市地域自立支援協議会 ・ 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の案）におけるパブリックコメントの実施結果について
3月	甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 県報告（公表）



3 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿

区分	役職	氏名	職名（関係団体名）
自治会連合会	会長	田 辺 泰 明	甲斐市自治会連合会会長
		塩 沢 正 行	甲斐市自治会連合会副会長
		雨 宮 優	甲斐市自治会連合会副会長
民生委員 児童委員 協議会		中 村 直 明	甲斐市民生委員児童委員協議会会長
		日 原 正	甲斐市民生委員児童委員協議会副会長
		興 石 悟	甲斐市民生委員児童委員協議会副会長
医師代表		森 澤 孝 行	竜王レディースクリニック
		中 島 達 人	中島医院
		松 浦 學	松浦歯科医院
社会福祉協議会	副会長	進 藤 一 徳	甲斐市社会福祉協議会会長
保健・福祉・ 教育団体代表		国 久 朝 子	甲斐市愛育連合会会長
		矢 崎 孝 子	甲斐市食生活改善推進員会会長
		上 野 昭 雄	甲斐市老人クラブ連合会会長
		小 林 教 夫	甲斐市障害者福祉会会長
		上 嶋 初 江	甲斐市障がい児者地域支援連絡会 オアシス会長
		赤 池 裕 樹	保育園保護者代表（竜王北保育園）
		松 本 剛	甲斐市ボランティア協議会会長
		望 月 裕	青少年育成甲斐市民会議会長
学識経験者		長 田 明 美	甲斐市教育長職務代理者
		興 石 隆 治	介護保険事業者代表（敷島荘施設長）
		中 村 己喜雄	甲斐市商工会会長

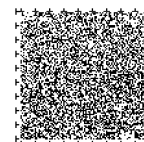
順不同・敬称略



4 甲斐市地域自立支援協議会委員名簿

区分	役職名	氏名	所属
医療保健機関代表		白 石 孝 一	中巨摩医師会
		津 金 永 二	中北保健所所長
教育機関代表		長 田 明 美	甲斐市教育長職務代理者
就労支援機関代表		市 川 正 明	ハローワーク甲府所長
障害福祉サービス事業所代表		小 松 宏	社会福祉法人ぎんが福祉会事務長
		安 達 伸太郎	社会福祉法人三井福祉会 敷島緑陽園管理者
権利擁護事業者代表	会長	進 藤 一 徳	甲斐市社会福祉協議会会長
関係行政機関代表		中 村 直 明	甲斐市民生委員児童委員協議会会長
障がい者団体代表		小 林 教 夫	甲斐市障害者福祉会会長
	副会長	上 嶋 初 江	甲斐市障がい児者地域支援連絡会 オアシス会長
		若 尾 孝 行	甲斐市聴覚障害者協会会長
		堀 口 俊 二	甲斐市視覚障害者協会会長
学識経験者		飯 室 正 明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー

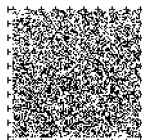
順不同・敬称略



5 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 ワーキング会議名簿

区分	氏名	所属
障がい当事者	若 尾 孝 行	甲斐市聴覚障害者協会会長
	堀 口 俊 二	甲斐市視覚障害者協会会長
障がい福祉関係団体	小 林 教 夫	甲斐市障害者福祉会会長
	上 嶋 初 江	甲斐市障がい児者地域支援連絡会 オアシス会長
	雨 宮 周 太	甲斐市社会福祉協議会地域福祉係長
福祉サービス事業者	小 松 宏	社会福祉法人ぎんが福祉会事務長
	安 達 伸太郎	社会福祉法人 三井福祉会 敷島緑陽園管理者
	平 賀 健 宏	NPO法人甲斐志麻の里ファーム施設長
	菅 沼 愛 子	甲斐市障がい者基幹相談支援センター
学識経験者	飯 室 正 明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー
	由原木 淳 美	山梨県障害児(者)地域療育等支援事業 地域療育コーディネーター

順不同・敬称略



索引

い

意思疎通支援事業.....	40
移動支援事業.....	42
医療型児童発達支援.....	50
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整 するコーディネーターの配置.....	53

き

共同生活援助（グループホーム）.....	32
居住系サービス.....	32
居宅介護.....	25
居宅訪問型児童発達支援.....	52

け

計画相談支援.....	34
-------------	----

こ

行動援護.....	25
-----------	----

し

施設入所支援.....	33
市町村相談支援機能強化事業.....	38
児童発達支援.....	50
自発的活動支援事業.....	37
社会参加促進事業.....	46
重度障害者等包括支援.....	25
重度訪問介護.....	25
就労移行支援.....	28
就労継続支援（A型）.....	29
就労継続支援（B型）.....	29
就労定着支援.....	30
手話奉仕員養成研修事業.....	42
巡回支援専門員整備事業.....	46
障がい児相談支援.....	52
障がい児通所支援サービス.....	50
障がい者相談支援事業.....	38
自立訓練（機能訓練）.....	27
自立訓練（生活訓練）.....	28
自立生活援助.....	32

せ

生活介護.....	27
成年後見制度法人後見支援事業.....	39
成年後見制度利用支援事業.....	39

そ

相談支援.....	34
相談支援事業.....	38

た

短期入所（ショートステイ）.....	31
--------------------	----

ち

地域移行支援.....	34
地域活動支援センター事業.....	43
地域生活支援事業.....	36
地域定着支援.....	35

と

同行援護.....	25
-----------	----

に

日常生活用具給付等事業.....	41
日中一時支援事業.....	45
日中活動系サービス.....	27

ふ

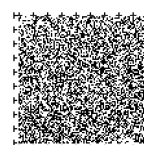
福祉ホーム運営事業.....	44
----------------	----

ほ

保育所等訪問支援.....	51
放課後等デイサービス.....	51
訪問系サービス.....	25
訪問入浴サービス事業.....	44

り

理解促進研修・啓発事業.....	37
療養介護.....	30





甲斐市マスコットキャラクター

やいため

甲斐市
第6期 障がい福祉計画
第2期 障がい児福祉計画

令和3年3月発行
発行／甲斐市 福祉部 福祉課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地
TEL 055-278-1691
FAX 055-276-2113
E-mail: shougaijiritsu@city.kai.yamanashi.jp

